

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「国保県単位化推進担当課長」を「子供未来戦略担当課長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「部長 課長」を「部長 乳幼児教育・教育支援部長 課長 センター長」に、「幼児教育担当課長 人事管理監」を「人事管理監」に、「グローバルリーダー育成校設置準備推進監 課長代理 課長補佐 主任管理主事」を「教育支援推進監 学びの革新推進監 課長代理 副センター長 主幹」に、「給与第三係長 文化財保護係長 教育支援係長」を「文化財保護係長 学校財務係長」に改め、同表備考2中「地域力創造課」の下に「スポーツ推進課」を加え、「（地方分権を担当するものを除く。）」を削り、同表備考4中「及び総務事務課」を削り、同表備考6中「課長補佐」とは、課長補佐のうち、広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）第六条の二第三項の規定に基づき同規程別表第一課長専決事項の欄中二十二から三十一までに掲げる事項のいずれかについて専決することができるものをいい、「主幹」とは、主幹のうち、教職員課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいいに改める。

別表第二食肉衛生検査所の項中「次長」を削り、同表総合技術研究所の項中「室長」を削る。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。